

訪問型サービスD実施要綱・補助金交付要綱のつくり方

NPO 法人 全国移動サービスネットワーク
2018年3月（5月修正）

はじめに

「移動に困っている地域があり、買物支援に取り組もうと検討している住民がいる。総合事業を活用してそれを支援したいが、補助対象経費や補助金額をどのように定めればいいか分からず」、「他の補助金交付要綱を参考に案を作成したら、住民から補助申請の手続きが大変だと敬遠された。そもそも手続きでどこまで求めればよいか分からず」、こんなご相談が全国の自治体から寄せられます。

地域のために活動しようという住民がいて、行政としてそれを補助すると決めたにも関わらず、運用ルールである実施要綱や補助金交付要綱が住民の「やりたいこと」にそぐわず、結局、手が挙がらなかつたり、活動が広がらなかつたりするのは不幸なことです。国土交通省が許可・登録を要しない「互助」による輸送と表現しているように、それが「互助」である以上、活動内容を決めるのは行政ではなく住民ですから、住民が「やりたい」活動内容や必要な補助額等を十分に聞き、手続きも「できる」ことでなければなりません。しかしながら、補助金を交付する以上、一定の要件は求めざるを得ません。例えば、介護保険法や地域支援事業実施要綱、交付要綱、自治体の会計規則などはもちろん、道路運送法などの他法令の遵守、あるいは交通事業者との調整の反映などが必要な場合もあるでしょう。

そこで、実施要綱や補助金交付要綱を策定する際に、自治体担当者の皆さんからの相談が多い補助金交付要綱の主要トピックスをピックアップし、①「各規定をつくる作る際にどこに着目すればよいのか」、②「どのような考え方をとると、どのような書き方になるのか」といった点を整理してみました。

また、先行自治体の実際の要綱を適宜お示しすることで、「現に、こういう規定を置いている自治体があるのだ」という安心感を持っていただくことも目指しました。

未だ試論的な水準にとどまっているかと思いますが、皆様のお役に立てば幸いです。

補助（助成）の意味

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の実施方法には、市町村による「直接実施」「指定」「委託」「補助（助成）」があり、訪問型サービスDは、「補助」が基本とされています。現在実施中の事例には「指定」や「委託」もありますが、ここでは補助（助

成)の手法に絞って考え方をご紹介します。

「補助(助成)」は、「直接実施」、「委託」、「指定」といった実施方法とは異なり、サービスの内容や対象者、利用料(謝礼)などの決定を、市町村でなく実施主体が行うことが最大の特徴です。訪問型サービスDにおいて、市町村はサービスを「作る」のではなく、住民が自発的に行う活動に対して補助(助成)を通じて「支援する」ということを念頭に置きましょう。

※総合事業の実施要綱に住民主体のサービスに対する補助(助成)を行うことのみが明記されており、サービス類型ごとの実施要綱や補助金交付要綱において、補助対象の団体や補助対象経費等を規定することを前提としています。

* * * * *

1 「対象者」に関する規定

まず、多い問い合わせが「利用対象者」に関する規定です。

これについては、大きく分けて、①対象者の範囲をどのように規定すればよいのか、②どのような条文で表現すればよいのか(抽象的に規定するのか、具体的に規定するのか)という二つが大きな論点となります。以下、順に述べていきましょう。

介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者は、あくまで要支援1・2および基本チェックリスト該当者ですが*、対象者を広めにとれば、利用しやすくなります。比較的広く設定した例として、秦野市の要綱があります(参考①)。一方、比較的狭いものとしてはさつま町の要綱があります(参考②)。

*平成29(2017)年6月28日付で一部改正された「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(以下、総合事業ガイドライン)」では、利用者の過半数が要支援1・2及び事業対象者であれば、「運営費全体を補助することが可能」と明記されました。たとえば車の補助をする場合などで、それを利用者按分せず全額補助できるという意味であり、補助金の計算根拠としては、要支援1・2及び事業対象者のみが対象であるということに変わりはありません。

参考①：秦野市訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱

第5条 訪問型サービス事業の対象者は、省令第140条の62の4に該当する被保険者とし、同条第2号に該当するかの判断は、基本チェックリスト(第1号様式)により行うものとする。

2 住民主体型サービス事業又は訪問型移動支援サービス事業の対象者は、前項に該当す

る者のほか、サービスの提供についてそれぞれの事業を行う者が必要と認める者とする。

参考②：さつま町訪問型移動支援サービス事業(事業所実施型)実施要綱

・第2条 この事業の利用対象者(以下「利用対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、要支援認定を受けている者(以下「要支援認定者」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の対象者とする。

- (1) 事業を利用することで、外出の機会を得て予防的な効果を期待でき、利用対象者の社会参加とQOLの向上並びに日常生活の自立につながると認められる者
- (2) 利用対象者の生活上において、交通に係る経済的な負担が大きいと認められる者
- (3) 居住地からバス停まで遠く、自分で歩いて行けない者
- (4) 運転できる家族がいない又は日中不在である者
- (5) 介護保険料の滞納がない者
- (6) 法第49条の2及び第59条の2に規定する給付率9割の者

前者の方が柔軟に対応できる気がしますが、交通事業者の合意が得にくくなる危険性もあります。一方、具体的に要件を列挙すると柔軟な対応が難しくなる面はあるものの、逆に要件が明確になることで利用者が「自分も利用できるんだ」と判断しやすくなり、利用者増につながる面もあります。

要件を明確に書く場合でも、「等」を入れ込んだり、「その他への場合」といった表現を用いることで、実質的に柔軟な対応を可能にする方法もあります。

2 補助対象範囲の設定（補助金の場合）

補助対象は、住民主体型を念頭に置いている場合、法人格の有無を問いません。ただし、補助金を交付するには個人でなく団体であることが必要です。そのため、市内に拠点があることや人数等の要件を示すのが一般的です。（参考③、⑤）

参考③ 米原市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動拠点が市内にあること。
- (2) 代表者が市内に1年以上居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に登録されている者であること。
- (3) 宗教的または政治的な目的を有する団体でないこと。

中には、補助対象団体を限定するために、法人格の有無や道路運送法上の位置づけを示

している例もあります。利用者から対価を受け取ることを前提としていたり、サービスの質や安全対策等を担保したいと考えた結果、有償運送の登録団体に限定したという例です。(参考④)。

参考④：秦野市訪問型移動支援サービス補助金交付要綱

第5条 補助対象者は、事業を行う団体(以下「団体」という。)で、市税等を完納しているもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送の登録を有していること。
- (2) 高齢者の送迎について十分な知識と経験を有すること。

とはいっても、有償運送の登録団体のみに限定している自治体はほとんどありません。秦野市の場合も「(2)高齢者の送迎について十分な知識と経験を有すること」として、有償運送の登録団体以外も補助対象としています。また、利用者から受け取る対価は、市町村ではなく実施主体がそれぞれに決める事であり、一律に有償になるとは限りません。補助対象団体を有償運送の登録団体に限定する必要はないでしょう。

なお、サービスの質を担保するための研修や安全対策については、別途規定するのが一般的です(参考⑤⑥)。研修等の記載方法については、「4 研修や安全対策」でご紹介します。

参考⑤ 八王子市住民主体による訪問型サービス事業補助金交付要綱

第4条 この補助金の交付を受ける対象者は、市内で活動する構成員が5人以上の団体とする。

2 市は、補助対象者の選定に関する事項を規定した「募集要項」を定め、補助対象者を公募するものとする。

参考⑥ 八王子市住民主体による訪問型サービス事業実施要綱

第4条 実施主体は、「八王子市住民主体による訪問型サービス事業補助要綱(以下「訪問B補助要綱」という。)」に基づき、当該補助金の交付を受け、訪問型サービスBの提供を行う団体(以下「サービス提供団体」という。)とする。

2 サービス提供団体に属し、訪問型サービスBの提供を行う者(以下「従事者」という。)は、市が指定する適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修又は他の機関が実施する同程度の研修受講に努めるものとする。

3 前項に定める研修を受講した者を「助け合いパートナー」と呼称する。

3 補助対象経費の規程の仕方（補助金の場合）

補助対象経費の規定の仕方は、先行事例の中でもバリエーションがあり、最も悩まれる点ではないでしょうか。

住民ボランティアが主体となる活動の場合、その自主性を尊重し、活動の継続や充実に役立てるには、あまり対象経費を限定せずに補助金を出すほうが良いでしょう。

他方で、あまり緩やかな出し方をした場合に、①公費を充てる妥当性に疑義が生じ、補助金額を低く抑えざるを得ないという懸念が生じます。さらに、②補助金の出し方次第で、道路運送法上の自家用有償旅客運送の登録が必要と判断されるのではないかという不安もあるでしょう。そこで、以下では、これらの点に留意した規定の仕方について説明したいと思います。

3-1 詳細な規定の仕方

市町村と既存の活動団体、あるいは、これから始めようという団体が、協議体などの場を通じてサービス内容や補助対象経費を話し合い、合意した内容を要綱に定める方法です。この方法では、必要なサービス内容の検討を通じて必要な経費をシミュレーションすることもできるので、協議体などの場があり、活動団体には実費相当額を補助しようと考えている場合に有効です（参考例⑧、⑨）。

地域支援事業実施要綱に書かれているとおり、通所型サービスや一般介護予防事業の通い場への送迎を別の住民主体が行う場合には、通所型サービスや一般介護予防事業の中で一括して送迎を行なう場合に準じて、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等も市町村が判断できます。これらの実費を補助すれば活動の維持継続性が高まりますが、金額の妥当性を示すために、やはりある程度詳細な規定を置くことになります。

参考⑧：秦野市訪問型移動支援サービス補助金交付要綱

第6条 補助対象経費は、事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整を行うコーディネーターに係る人件費
- (2) 報告書類等の作成に使用する用紙等の消耗品費
- (3) 利用調整や利用者との連絡に使用する携帯電話等の通信費
- (4) 使用する車両の任意保険料

第7条 補助額は、別表により算出した額の合計額と実支出額とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表(第7条関係)

人件費	事業に使用する自動車の週当たりの延べ稼働台数1台当たり年額49,000円
消耗品費	事業に使用する自動車の週当たりの延べ稼働台数1台当たり年額12,000円
通信費	事業実施日に稼働する自動車1台当たり年額51,000円
保険料	394,000円に、事業の実施日数をその年度の住民主体型通所サービス事業の実施予定日数で除して得た数を乗じて得た額

※人件費はサービス調整に当たるコーディネーターの人件費

ただし、こうした詳細な規定を置く場合、規定にある経費が発生せず、別の経費がかかるので補助金が活用できないといった事態が生じる可能性もあります。そのため、予め補助対象団体との綿密な打ち合わせを通じて、団体のニーズを踏まえた補助対象経費の設定を行う必要が一層高まることになります。

3-2 固定費+加算で少し詳細な規定の仕方

続いては、一部の経費を包括し、それ以外を経費ごとに設定する方法です。生活支援サービスの提供には、サービスの利用調整をするコーディネーター（第3層）の配置が不可欠ですが、この人件費等を定額で補助すると、コーディネーターが安定的に配置できます※。

例えば、八王子市の場合、主にコーディネーターの人件費などを対象にした定額補助をベースに、新たに拠点を設けて介護予防体操等の活動を意欲的に行う団体に対しては家賃を、介護予防を目的に担い手の人数に応じた加算を、というように、その団体の活動内容や規模によって最大で月8万円の補助金を交付できるしくみとしています。要支援者等の利用が結果的になかった場合でも、第3層のコーディネーターには担い手の確保など支援のマッチング以外の活動があり、また、配置をすれば依頼の有無、件数に関わらず人件費は発生することから、コーディネーター人件費を固定費とみて、補助金は返還の必要はないとしています。

ちなみに、八王子市は訪問型サービスBの補助ですが、実施主体によっては、活動内容に移動・外出支援が含まれています。

※「総合事業ガイドライン」では、利用者の半数以上が要支援者等であれば按分は不要で、半数以下であれば人数按分という例示がされていますが、コーディネーター人件費が固定費である場合は、事業対象者の利用者数で按分する必要はありません。

参考⑨：八王子市住民主体による訪問型 サービス事業補助金交付要綱

第3条 この補助金交付対象となる 経費及び上限額 は、別表第1に定めるとおりと

する。ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) ボランティアへのサービス提供にかかる報酬
- (2) 飲食等にかかる食糧費
- (3) 大規模修繕にかかる工事費
- (4) 自動車や不動産等の動産の取得
- (5) 他の補助制度により、既に補助を受けている経費八王子市

別表

事務費：サービス提供に係る必要な事務経費及び市等関係機関との調整、利用者のサービス調整等にかかるコーディネート等にかかる人件費 30,000 円／月

<加算>

賃借料：家賃、コピー機、自動車等の賃借に係る経費 20,000 円／月

活動実績：年間活動の部件数に応じ、事務経費に加算（補助対象期間における平均活動実績（延べ件数）

- I 週 1～5 回 なし
- II 週 6～9 回 10,000 円／月
- III 週 10 回以上 20,000 円／月

介護予防：担い手の介護予防を目的に、サービスに従事する人員の規模に応じて事務経費に加算

3-3 総括的な規定の仕方

役所内の調整や従前の施策を意識すると、比較的詳細に補助対象経費を設定するほうが無難に思われるかもしれません。しかし、先行自治体の中には、かなり概括的な設定をしている例もあります（参考例⑥）。運営経費の一部の補助であると説明ができます、定額の設定にしても問題にならないでしょう。

例えば、米原市の場合、「支援に要する経費」という極めて緩やかな規定の仕方をしています。列挙された経費課目ごとに単価を定めるのではなく、これらをまとめて1回あたり乗車に250円、降車に250円という補助単価を定めています。この補助単価が高いか安いかという判断は難しいのですが、米原市内の補助対象団体においては、要支援者・事業対象者は利用者のごく一部にすぎず、1回あたりの補助単価を設定してもコーディネーター人件費や家賃等の実費を下回っています。このような設定の仕方であれば、問題はないということです。なお、1回あたりの定額制ではなく、年定額で設定する例も多くみられます、いずれも要綱に掲げられた経費の実費には及ばないことがほとんどです。

参考⑦：米原市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第4条第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のうち第一号介護予防支援事業（実施要綱第3条第1号エに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に基づき当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、1週間または1月に1回以上行う事業とし、その補助の対象経費および補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

別表

区分	対象事業	事業概要	対象経費	補助金額
移動支援サービス	地域寄り添いサービス事業	通院等のための乗降介助ならびに病院内受付での手続介助等	利用者の支援に要する経費（職員等給与、福利厚生費、旅費、器具什器費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、損害保険料、賃借料等）	利用者1人につき乗車前・乗車介助または降車・降車後介助1回当たり250円

3-4 補助対象経費の設定によって道路運送法に抵触しないかどうか

道路運送法と訪問型サービスDの関係については、とても複雑に見えますが、そうでもありません。国土交通省の判断では、運送に係る経費を補助した時点で有償運送とみなされますが、総合事業の補助は、運送に係る直接的な経費を補助することが基本的に認められないからです。間接経費のみを補助するのであれば、道路運送法上の許可・登録は不要であり、総合事業の補助金が運送の対価に当たるとみなされることはないのです。

そのため、運送部分が「無償」、つまり利用者から運送行為に対する対価を受け取っていなければ許可や登録は不要で、運送行為に対する対価を受け取っていれば、許可・登録が必要ということになります。

ここまで読んで、訪問型サービスDのケース1)「通院等の送迎前後の付き添い支援」ならば間接経費のみの補助ということで説明がつくけれど、ケース2)「通いの場への送迎」では車両維持・購入費等運送に係る経費を補助できるので※、許可や登録が必要になるのでは？と思われた方がいるかもしれません。

※訪問型サービスDのケース1)（通院等の送迎前後の付き添い支援）は介護給付の通院等乗降介助と同様で送迎に係る経費は補助できません。ケース2)（通いの場への送迎）は、通所介護では送迎コストが含まれているため、総合事業において別団体で実施していても一つの事業とみなされ、ガソリン代や車両維持費を補助することが可能となっています。

これについては、運送の対価とみなされるかどうかが明確になっていませんでしたが、2017(H29)年8月25日付の事務連絡「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」で、車両そのものを市町村が貸与することと並んで、車両の維持購入費補助についても、運送の対価とはみなさないこ

とが明示されました。もとより、ガソリン代については、実費であれば収受（補助含む）が可能とされてきましたので、訪問型サービスDの補助は、ケース2）においても有償運送と解釈されることはないと言えます。

なお、実施主体が利用者から何らかのお金を受け取る設定をする場合、それが有償運送にあたるかどうかの判断は、国土交通省の通達やパンフレットに書かれていますので、ご参照ください。

■事務連絡「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」

■通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（新旧対照表）」

■パンフレット「高齢者の移動手段確保のための「互助」による輸送～道路運送法上の許可・登録を要しない輸送の制度とモデルについて～」

4 研修や安全対策の規定

利用者や家族はもちろん、交通事業者や関係する部署等からも理解を得やすくするには、研修、衛生管理、安全配慮義務、事故発生時の対応などは定めることが有効です。大阪府太子町では、実施団体に、講習受講や保険加入等を義務付けています（参考⑩）。こうした規定を置くことで、定期的な研修を通じたサービスの質の確保が可能になります。特に、委託形式で行っている場合には、こうした規定の有無が、何かあった場合の自治体の責任問題を大きく左右すると考えられることから、是非お勧めしたい規定です。

参考⑩ 太子町訪問型サービスDモデル事業実施要綱

（研修会等の受講）

第6条 事業実施団体は、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を受講し、交通事故及び移動支援業務の事故防止に関する知識の自己研鑽に努めなければならない。

（衛生管理）

第7条 事業実施団体は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるとともに、感染予防には十分配慮しなければならない。

（安全配慮義務）

第8条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮しなければならない。

2 事業実施団体は、事故が発生する恐れがある場合、適切な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、事故時に備え、損害賠償保険等に加入するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第9条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、必要な措置を講じ、当該利用者の家族及び地域包括支援センターに連絡を行うとともに、速やかに町長に報告しなければならない。
- 2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 事業実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

5 手続き・報告書類作成

住民が対象の補助ですので、手続きは必要最低限にすべきです。補助金交付要綱を作ったものの、手続きが大きなハードルとなって補助金の申請が進まないという市町村が少なくありません。申請時には、申請書と事業計画書と事業予算書、報告時には、実施報告書と収支報告書と提供実績（件数等）の提出を求めるのが一般的ですが、住民主体の活動団体からは、書き方が難しい、煩雑な作業が発生し補助金額に見合わないといった意見が寄せられることも少なくありません。団体を立ち上げる際には、会則や実施要領（手引き）なども作らなくてはならぬため、大きな負担になるようです。

大阪府太子町、八王子市は手続きの負担を考慮して、補助金の申請書類や報告書類を緩やかに規定しています（参考⑪、⑫）。例えば、八王子市は新たな書類作成の手間をかけずに済むよう、できるだけ提出書類の数を抑えたり、団体が作成している既存の書類での提出を認めるなどの工夫をしています。太子町では、申請時の書類提出が不要となっています。

参考⑪：八王子市住民主体による訪問型 サービス事業補助金交付要綱

第5条 募集要項に基づき、補助対象者の選定を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料を募集要項で指定する期日までに市に提出しなければならない。

- ・申込書（第1号様式）
- ・収支予算書（第2号様式）
- ・団体の会則
- ・活動内容がわかる書類（チラシ等）
- ・活動実績書類

第10条 補助対象者は、月次報告書（第6号様式）により、市にその月毎の実

施状況を翌月 10 日までに報告 しなければならない。

参考⑫：太子町訪問型サービス D モデル事業補助金交付要綱

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施団体（以下「申請者」という。）は、事業が完了した1月分をまとめて翌月 10 日までに、太子町訪問型サービス D 事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、太子町訪問型サービス D 事業サービス提供実績票（様式第2号）及び太子町訪問型サービス D 事業サービス提供確認票（様式第3号）を添えて、町長に提出するものとする。

- ・太子町訪問型サービス D モデル事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・太子町訪問型サービス D モデル事業サービス提供実績票（様式第2号）
- ・訪問型サービス D モデル事業サービス提供確認票（様式第3号）
- ・太子町訪問型サービス D モデル事業補助金交付請求書（様式第5号）

6 利用の流れや条件設定

「市町村の事業としてサービスの量や質を一定程度確保しようとする場合」は、サービス内容や利用の流れ、条件等を揃えるため規定を設ける必要があります（参考⑭）。

ですが、（市町村事業の場合と異なり）「住民主体型のサービス」の場合は、これらは補助対象者が定めることであり、補助金の交付要件として限定するべきではありません。米原市のように、あえて利用料は「運営主体が定めるサービス単価」と定めている場合もあります（参考⑮）。

参考⑭ さつま町訪問型移動支援サービス事業（事業所実施型）実施要綱

第4条 町長は、第2条に規定する利用対象者について、事業の適否判定を行い、事業の利用者（以下「利用者」という。）を決定する利用者判定会議（以下「判定会議」という。）を行う。

2 この事業のサービス利用については、介護予防給付の支給限度額において、判定会議で定める判定範囲内において、利用することができるものとする。

第5条 利用者のこの事業の利用開始については、介護予防ケアマネジメント（この条において、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業のことをいう。）による適正プランが計画された後とする。

参考⑮ 米原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

第8条 居宅要支援被保険者等が総合事業を利用したときは、別表第3に定める利用料を

負担しなければならない。

別表第3

移動支援サービス、地域寄り添いサービス事業、運営主体が定めるサービス単価

なお、実施団体の声として、要綱ではなく担当者の運用段階で、細かな条件が示されたために対応に苦慮しているという悩みも聞かれます。ケアプランに基づいて1回ごとに補助金を算出する、同居家族要件をつける、目的地以外に寄り道は認めないといった例が典型的です。このようなルールが適用されると、住民主体の活動の柔軟性や自主性が失われてしまいます。要綱の規定が緩やかな場合、運用方法が担当者や時間とともに変化する可能性がありますが、住民主体のサービスの良さ（持ち味）が発揮されるよう、書類の様式や要綱の中で趣旨を明確にしておくことも大切ではないでしょうか。

7 別表を活用しよう

ここまで述べてきたように、補助の場合、サービスの内容やしくみを決めるのは実施主体です。通院・買物等の送迎を行う団体と、通所型サービスに送迎をする団体では補助対象経費は変わるかもしれませんし、車両を提供する団体と添乗者を派遣する団体が別々であれば補助金を細分化する必要が出てくるかもしれません。地域資源を活かしてサービスを創出するには、実施する団体ごとに出し方を変えられることが望ましいといえます。

その方法としてお勧めするのが、別表で具体的な条件を定める方式です。補助金交付要綱の本文には、目的や補助対象、申請や報告の手続きや研修等、共通する内容を記載し、必要に応じて別表を増やしていく方法で、「短冊方式」と呼ばれています。さわやか福祉財団の「“助け合い”を広めるための介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業の活用・運用のあり方に関する提言書」に紹介されていますので、参考にしてください（https://www.sawayakazaidan.or.jp/tasukeai_shien/data/teigen.pdf p21-p27 参照）。

「短冊方式」なら本文をその都度改訂する必要がなく、柔軟に対応できます。

8 参考になる条文例

各自治体の要綱を比較してみると、独自の規定を置いている場合があります。その中には、参考にすべきものも少なくありません。本紙でご紹介しました補助金交付要綱や実施要綱を抜粋して一覧表にまとめたものを下記にてご覧いただけます。

http://www.zenkoku-ido.net/_action/pdf/2017josei/2017hojo_youkou_5jirei.pdf